令和８年度熊本県最低賃金額の改正決定に関する公益委員見解

令和８年８月３１日

公益委員として、本年度の熊本県最低賃金について、５８円の引上げ（時間額１，０９２円、引上げ率５．６１％）とし、その発効日を令和８年１２月１日とすることを妥当なものと考える。その理由は次のとおりである。

第１　はじめに

１　審議の経過及び判断の基本的枠組み

本年度の熊本県最低賃金の改正決定については、令和８年７月３日付け熊本労働局長発熊本地方最低賃金審議会宛「最低賃金の改正決定について（諮問)」を受け、「日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針２０２６」に配意しつつ、最低賃金法第９条第２項に定める三要素、すなわち熊本県における「労働者の生計費」及び「賃金」並びに「通常の事業の賃金支払能力」を中心に審議を行った。本専門部会は６回にわたり、労使双方の見解及び各種客観的資料に基づき審議を尽くした。

なお、審議及びこの度の公益委員見解の提示にあたっては、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和８年６月２３日）を踏まえ、次の四点に特に留意している。

○　三要素に関するデータに基づき審議を行うこと

○　最低賃金法上、地域別最低賃金額の決定原則（第９条第２項）と発効時期の規定（第１４条第２項）が別個に定められていることを踏まえ、改定額と発効日を分けて審議し、それぞれの判断理由を明らかにすること

○　昨年度、当審議会が指定日発効（令和８年１月１日）を選択したことから、その影響等を把握した上で本年度の審議を行うこと

○　指定日発効とする場合には、その必要性及び判断理由を明らかにすること

また、令和８年７月２８日に発生した令和８年熊本地震（最大震度７）の取扱いについては、改定額の審議において地震による被害の影響を全県の議論に定量的に踏まえることが困難であることからこれを直接には考慮せず、発効日の審議において被害状況及び支援策の状況を確認しつつ検討するとの整理を確認した(後記第２・４参照)。

2　中央最低賃金審議会の目安及び公益委員見解の位置付け等

中央最低賃金審議会は、令和８年度の地域別最低賃金額改定の目安について、熊本県を含むＣランクの目安額を５６円とした。目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであって、当審議会の審議決定を拘束するものではないが、三要素に係る全国データに基づき公労使の真摯な議論を経て示されたものであることに鑑み、また、公労使の議論について、三要素に関するデータに基づき審議を行うとの基本的枠組みから逸脱しないものとするため、目安額５６円を全国的整合性を確保するための基準線として出発点に置いた。

その上で、令和８年度の目安に関する中央最低賃金審議会公益委員見解は、消費者物価が引き続き上昇局面にあるものの上昇率は鈍化していること、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年に引き続き高い水準にあること、賃金支払能力に関する項目に改善傾向が見られる一方で依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在すること等を考慮して検討されたものであるため、これらの考慮要素については、特に熊本県のデータに即して十分検証することとした。

その他、昨年度、当審議会は、目安額６４円に対し１８円を上乗せした８２円の引上げ（９５２円から１，０３４円）を答申し、発効日を令和８年１月１日としたところ、本年度の審議は、この大幅な引上げ及び指定日発効の影響を把握した上で行うべきものと考え、労使双方からの当該影響にかかる主張、提出資料のほか、事務局から提出された影響率、求人状況及び支援策の活用状況等の資料を確認している。

第２　三要素及びその他の事情

1　熊本県における労働者の生計費

熊本市の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の対前年同月比は、昨年の改定後の地域別最低賃金額が発効した時期を起点とする令和７年１０月から令和８年６月までの期間の平均で１．９％であり、同期間の全国平均２．１％を下回っている。昨年度の当審議会公益委員見解が考慮した、熊本市の消費者物価の上昇率が全国平均を上回るという事情は、本年度は認められない。

また、食料に係る消費者物価指数の同期間の平均は熊本市で４．１％（全国４．３％）と、総合指数を大きく上回る伸びを続けているほか、熊本市のエンゲル係数は、２０

２５年において総世帯２７．２％（前年２６．２％・全国平均２７．９％)、勤労者世帯２６．０％（同２５．３％・全国平均２６．３％）と前年より上昇しているが、いずれも全国平均をわずかに下回っている。

なお、総合指数には燃料油価格の激変緩和措置による押下げ効果（令和８年５月時点で１．３％ポイント程度）が含まれている点には留意を要する。

以上から、労働者の生計費をもって目安額からの修正の主たる根拠とすることは困難である。もっとも、食料価格の上昇及びエンゲル係数の上昇が最低賃金に近い賃金水準の労働者の家計に与える影響には引き続き留意する必要があり、この点は後記２の賃金要素の評価において併せて考慮した。

２　熊本県における労働者の賃金

連合熊本の集計による本年の春季生活闘争の賃上げ率は、全体で４．７０％、３００人未満の中小企業で４．８１％であり、後者は全国の同区分（４．６９％）を上回っており、有期・短時間・契約等労働者の時給の賃上げ率については、全国のデータしかないが概算で６．１８％に達している。

また、中央最低賃金審議会において目安審議の重要な参考資料とされる令和８年賃金改定状況調査結果第４表をみても、Ｃランクの賃金上昇率は第４表①･②で３．４％（全体３．０％)、うちパートは４．５％（全体２．９％)、さらに継続労働者に限定した第４表③で４．０％、特にパートについては５．４％（全体３．７％）となっており、昨年に引き続き高い水準にある。

さらに、熊本労働局の集計によれば、令和８年６月時点の県内全１０ハローワークにおけるパートタイム求人賃金の下限の平均は１，１１３円から１，２１３円の範囲にあり（現行の最低賃金額１，０３４円での募集はうち８．４％とのこと)、いずれも、目安どおり改定した場合の最低賃金額１，０９０円をさらに上回っている。同求人賃金は令和６年６月、令和７年６月、令和８年６月と一貫して上昇しており、県内の労働市場において、人材確保のための賃金引上げが現に広く行われていることを示している。もっとも、求人賃金は募集時の提示額であって実際に支払われた賃金ではなく、また求人の上限額及び下限額を求人数で除した加工値であることから、その評価には一定の幅をもって臨む必要がある。

以上のとおり、中小企業を含めた賃上げの流れが県内において継続しており、とりわけ最低賃金に近い賃金水準で働く有期･短時間労働者の賃金及び市場賃金の実勢は、

目安額の前提を上回って推移していると評価できる。

加えて、専門部会の審議においては、最低賃金近傍の収入により生計を維持する世帯が少なくないこと（勤労者世帯（単身世帯）について、年収２５０万円以下３３．６７％（第３回専門部会　資料４　令和６年全国家計構造調査・都道府県別所得分布表）が資料上も確認されたところである。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持し、賃上げの流れを県内のすべての非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定等に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するという最低賃金制度の趣旨を踏まえると、かかる「労働者の賃金」の推移や実勢賃金は非常に重要な要素といえる。

3　熊本県における通常の事業の賃金支払能力

法人企業景気予測調査（熊本県分、令和８年４～６月期、調査基準日５月１５日）によれば、県内企業の景況判断ＢＳＩは全産業で▲５．６であり、規模別には大企業＋１５．４、中堅企業＋５．６に対し、中小企業は▲２０．６と弱い。中小企業の業況判断が引き続き厳しく、賃上げ原資の確保が困難な企業が存在することは、各種調査から否定できない。なお、同調査の基準日は令和８年熊本地震の発生前であり、地震の影響は反映されていない（この点、九州財務局は、８月公表の管内経済情勢報告（令和８年７月判断）においても、「管内経済は、令和８年熊本地震前は、回復しつつあったが、現時点では、まずは地震による地域への影響全体について十分に把握する必要があるとして、県内経済情勢の基調判断について、地震の影響を見極める必要がある」として、総括判断においては前回との基調比較を行っていない。）。

他方、同調査における従業員数判断は全規模で「不足気味」超であり、日銀熊本支店の県内企業短期経済観測調査等においても人手不足感は根強い。前記２のとおり求人賃金が最低賃金を大きく上回って上昇している事実は、人材確保のための賃金引上げが、支払能力の制約の下でも現に行われていることを示すものである。

その他、価格転嫁については、公正取引委員会事務総局九州事務所によれば、サプライチェーンの各段階における価格転嫁の状況について、令和７年度調査では、令和６年度調査と比較して、製造業、流通業では各サプライチェーンの各取引段階で、引上げ品目率がおおむね緩やかに上昇する一方で、各サプライチェーンの段階を遡るほ

ど引上げ品目率は低い傾向にあり、特にサービス業において、一次受注者以降、引上げ品目率が低い傾向にあるとのことであった。なお、要請受諾率（受注者の価格転嫁の要請額に対して受諾された金額の割合）については、労務費、原材料価格、エネルギーコストの全てにおいてこれが上昇しており、労務費については５．０ポイント上昇（令和６年度調査６２．４％、令和７年度調査６７．４％）との数値が示されている。この点、中小企業庁のフォローアップ調査結果（令和８年３月）では、価格交渉が行われた割合は前回から約１ポイント増加して９割を超過し、価格交渉は浸透しつつあるものの、協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の着実な執行などを通して価格交渉・転嫁への更なる機運情勢が重要とされたほか、前回（令和７年９月）との比較では価格転嫁の状況はほぼ横ばいで、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態が継続しているとの指摘もなされている。

倒産件数については、全国において、２０２５年は２０２４年と比較して微増、物価高倒産件数が２年連続で過去最多を更新している（９４９件）ほか、昨年微減であったここ熊本（２０２４年７７件、２０２５年７３件）でも、２０２６年上半期は前年を上回るペースとなっている(２０２５年上半期３１件、２０２６年上半期４６件)。倒産原因については、全国のデータではあるが、主因として販売不振が８割を超え、次いで経営者の病気、死亡等が挙げられる状況にある。

なお、ここで考慮すべき「通常の事業の賃金支払能力」とは、地域において正常な経営をしていく場合に通常の事業に期待することができる賃金支払能力をいい、個々の企業の支払能力を指すものではない。また、中小企業の業況判断の弱さを直ちに通常の事業賃金支払い能力を消極に評価する材料とすることは困難であり、目安額を大幅に上回る引上げを抑制する方向で考慮することが限度と考えられる。

４　令和８年熊本地震の取扱い

令和８年７月２８日、宇城・八代地域を中心とする令和８年熊本地震（最大震度７）が発生し、同年８月７日、激甚災害及び特定非常災害に指定されるとともに、政府において支援策パッケージの策定が指示され、同月２７日には、各種生活再建支援策のほか、中小・小規模事業者への支援として工場・店舗や機械の復旧費の補助割合引き上げや自治体による仮設店舗の整備費用に対する国の補助、事業者に資金繰り支援の徹底や「九州応援割（仮称）」での旅行需要喚起、雇用調整助成金の特例措置等を内容とする支援策パッケージの決定、翌２８日にはこれを執行するための予備費支出が閣

議決定された。被災された方々に心からお見舞いを申し上げるとともに、被災地域の一日も早い復旧・復興を祈念する。

災害が発生した年度の最低賃金審議の先例をみると、東日本大震災（平成２３年３月）の際は、中央最低賃金審議会の答申において、甚大な影響が生じた地域につき被害状況等に十分配慮した審議を希望する旨が明記されつつ、結果として、福島県、宮城県、岩手県で目安同額、全国的にみても目安を上回る改正となった。また、平成２８年熊本地震の年の熊本県の審議は目安どおり（２１円）で結審し、令和６年能登半島地震の年の石川県の審議は目安に１円を上乗せして結審しており、いずれも、県内の一部地域にとどまる災害被害を理由として引上げ額を目安よりも引き下げる方向で考慮することはされていない。

地域別最低賃金は都道府県単位で決定され、県内のすべての事業者及び労働者に一律に適用される。地震による直接的な被害が県内の一定の範囲のものである場合に、その影響を考慮して改定額を決定することとすれば、その改定額は直接的な被害が生じていない労使にも適用され、労使いずれの側においても不均衡を生じさせる。今般の令和８年熊本地震の直接的な被害は県内の一定の範囲のものであり（県内全域の企業数（事業所数）７万２７４４社、従業員数７１万６５０８人に対し、被災地域の企業数合計１万５３７４社、従業員数１０万９１３２人)、また、前述のとおり一定の支援策パッケージが決定されるに至ったこと、そもそも、地震の影響は労働者の生活と事業の継続、雇用の維持のいずれにも及ぶものであり、最低賃金の引上げ又は抑制のいずれか一方の理由として単純に取り上げることはできないため、改定額の審議においては地震による被害の影響を直接には考慮しないことが適当である。

他方、発効日については、災害を含む地域の事情を考慮要素とすることができると考えられ（現に当審議会では、昨年度、令和７年８月熊本豪雨を発効日の決定において考慮)、後記第４のとおり、被災地域の事業者の準備の困難性を考慮した。

また、被災地域の事業者及び労働者に対しては、後記第５のとおり、政府及び地方自治体による最大限の支援が講じられることを要望し、当審議会としてもその状況を継続的に確認していく。

第３　具体的金額の検討と結論

１　労使双方の主要な主張

労働者側委員は、当初１，１６０円を提示するとともに法定発効を主張し、その根拠として、物価高の下での生計費の維持、地域間格差の是正による労働力流出の防止、県内の賃上げ・求人賃金の実勢等とともに、連合２０２５都道府県別リビングウエイジ（熊本１，１６０円）を挙げた。

一方、使用者側委員は、当初１，０５４円を提示したうえで、十分な準備期間の確保を主張し、その根拠として、直接には熊本市の消費者物価指数中小企業の業況の弱さと価格転嫁の困難、昨年度の大幅引上げの累積的負担、令和８年熊本地震の影響等を挙げた。

その後、第５回専門部会に至るまで、労働者の生計費、消費者物価指数に対する実質賃金上昇率１％の上積み、直近の賃金上昇率、熊本県経済の実勢や熊本地震の影響、地域間格差・人口移動（福岡県が最大の転出先であるところ、転出理由に熊本県の賃金の低さが上位の理由に挙げられており、福岡県は目安＋１円で結審していること含む）等に関する主張と議論が重ねられ、５回目（最終）の金額提示の段階で両者の提示額の差は２６円まで縮まった。

２　具体的な金額の検討

前述のとおり三要素それぞれにつき具体的に検討した結果、目安を下回る額とすべき客観的事情は認められず、「労働者の賃金」の推移、実勢賃金を踏まえ一定の上乗せが相当と考えられる。

すなわち、基準線としておいた目安額５６円は、それ自体賃金改定状況調査第４表の各賃金上昇率を上回り、同表③パート・Ｃランクの５．４％に近い引上げ率（５．４２％）であるが、有期・短時間・契約等労働者の時給の賃上げ率（概算６．１８％）がさらにこれを超えることは最低賃金に近い賃金水準の労働者の賃金上昇が第４表の示す水準を超えて進んでいることを示す参考となるものであり、これに加えて、県内３００人未満の中小企業の賃上げ率（４．８１％）が全国の同区分（４．６９％）を上回っている事実は、目安額の前提となる全国データに対し、熊本県の中小企業の賃金実勢が上振れしていることを示しており、これを独立の事情として１円を上乗せすることに合理性が認められる。

さらに、支払能力の制約のもとで現に提示されている賃金である県内全ハローワークのパートタイム求人賃金の下限平均が目安通りとした場合の改定後額さえも大きく上回る実勢は、前者とは別個の事情（前者が既存雇用における賃金上昇率の全国対比

であるのに対し、後者は採用市場における賃金水準の改定後額との対比である）であり、これを根拠としてさらに１円を上乗せすることにも合理性が認められる。

これに対し、目安を３円以上上回る額については、上記と独立した県内データを見出すことができない。近隣県の改定動向は、人材確保や地域の賃金実態に関連する範囲で参考とはなり得るものの、法定三要素に代わる独立の決定根拠とはなり得ない。

なお、後記第４のとおり発効日を令和８年１２月１日とする場合、目安額どおりとして法定発効する場合と比較して、法定発効後１年間の年換算でみた実質的な引上げ幅は５円程度低いものとなることを付言する。なお、公益見解においては、この事実を三要素により正当化される範囲の中でいずれの額を選択するかの判断において併せて勘案したものであり、実質的な引上げ幅の補填それ自体を上乗せの根拠とするものではない。

３　改定額に関する結論

以上を総合し、本年度の熊本県最低賃金の改定額は、目安額５６円に、県内中小企業の賃上げ率が全国を上回ること（１円）及び求人賃金の実勢（１円）を独立の根拠として２円を上乗せした５８円とし、時間額を１，０９２円（引上げ率５．６１％）とすることが適当である。

目安額どおりの５６円では、前記の県内賃金実勢との乖離を残すこととなり、また、指定日発効に伴う実質的な引上げ幅の縮小を勘案すれば、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活を支えその購買力を維持するという観点から不十分にすぎる。他方、５９円以上とすること（３円以上の上乗せ）は、これを独立して基礎付けるデータを欠き、また、中小企業の業況判断の弱さその他の消極的材料を踏まえれば相当と言い難い。

本結論には、令和８年熊本地震の間接的な経済影響及び県内中小企業の収益動向に係る不確実性が残るため、当審議会は、改定後の影響率、雇用及び事業活動への影響を、次年度の審議において検証する。

第４　発効日について

発効日について、双方は、労働者側委員は法定発効を、使用者側委員は（最終的に）令和９年３月３１日指定発効を主張し、合意に至らなかった。

発効日は、最低賃金の実効性を確保する観点から法定発効（公示の日から起算して

３０日を経過した日）が基本であり、令和８年９月１日答申を前提とすれば最短で同年１１月１日となる。指定日発効は、その必要性について広く理解が得られる特別な理由がある場合に限られ、その判断理由は本見解において明らかにすべきものである。

この点、本年度は次の事情が認められる。第一に、令和８年熊本地震により被災地域の事業者については、法定発効の期日までに改定への準備を整えることが困難と認められること。第二に、業務改善助成金の県内申請件数は令和６年度３７５件から令和７年度５２３件へと増加し、令和７年度は発効直前の１２月に２１３件の申請が集中した実績があり、賃金引上げに向けた支援策の活用には相応の期間を要することも確認されていること。第三に、昨年度の改定は８２円という大幅な引上げであり、県内の最低賃金引上げの影響率は３１．４％と高い水準にあったところ、本年度の改定はその発効（令和８年１月１日）から１年を経ずに行われる最初の改定となるため、事業者が賃金原資の確保及び給与規程の見直し等に要する期間を確保する必要性が高いこと。

一方、本年度の業務改善助成金の申請期限については、従前と異なり、地域別最低賃金の発効日の前日か１１月末日のいずれか早い日とされており、同制度を最大限に活用しつつ、１２月１日より後の日を発効日とすることで事業者が誤って申請期限を徒過する不利益や混乱を回避する観点も重要である。

以上の事情を総合し、発効日は、法定発効の期日から約１か月後の令和８年１２月１日とすることが適当である。指定日発効が法定発効より遅くなるほど労働者にとっての実質的な引上げ効果が低下することに鑑み、後ろ倒しの期間は上記の必要性を満たす最小限の範囲にとどめた。なお、指定日発効に伴う実質的な引上げ幅の縮小は前記第３・３のとおり改定額の判断において勘案しており、発効日を引上げ額との交渉材料として扱ったものではない。当審議会は、本年度の指定日発効の影響についても、次年度の審議において改めて検証する。

第５　附帯的要望

最低賃金の引上げを賃金支払能力の面から円滑に実施するためには、中小企業・小規模事業者の生産性向上への支援及び労務費を含む適正な価格転嫁の実現が不可欠である。国及び熊本県に対し、業務改善助成金をはじめとする各種支援策の周知及び申請の迅速な処理体制の確保（特に被災地域の事業者に係る優先的な対応）、取引適正化

及び価格転嫁対策の一層の推進を要望する。また、令和８年熊本地震の被災地域の事業者及び労働者に対しては、支援策パッケージに基づく最大限の支援が講じられることを強く要望する。

さらに、改定後の最低賃金額及び発効日について、使用者及び労働者に対する十分な周知が図られるよう要望する。なお、これらの支援策等は、最低賃金の円滑な実施のための環境整備に関する要望であって、改定額の決定根拠をなすものではない。

以上